様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　2024年9月30日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃにわなしょなる  一般事業主の氏名又は名称 株式会社ニワナショナル  （ふりがな）さとうよういち  （法人の場合）代表者の氏名 代表取締役　佐藤陽一  住所　〒362-0015  埼玉県上尾市緑丘1-1-46  法人番号　4030001125871  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 公式サイトへ掲載の「DXの取り組み」 | | 公表日 | 2023年　11月　1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①公式サイト「DXの取り組み」にて公表　　　　https://niwanational.com/dx取り組み/  「DXの取り組みについて」、「DX方針」 | | 記載内容抜粋 | ・公表場所の記載事項  当社は、「気軽に頼めるお庭のお手入れ専門店」を創造するために、「園芸×テクノロジー」を通じて、人と植物の共生共存を目指しています。  当社の理念は、植物やお庭に関わるサービスを通じて人々の生活環境をサポートし、豊かさをもたらし続けたいという想いに基づいています。  そのため、DX実現に向けての仕組みを構築し、時代の荒波をしなやかに乗り越えられる人材・組織・企業文化の育成と事業の存続、拡大へ戦略的に取り組みます。  変革の時代を自動化などの技術により単純作業を削減し、これまで以上に顧客に寄り添ったサービスを提供するために、テクノロジーを活用し、我々の目指す未来を創造することで、サステナブルな社会の構築に貢献することや、当社の企業価値を高めることにつながると確信しています。    当社自らも業務における「デジタルファースト」を実践し、サービス供給者需給者双方にとってスマートなコミュニケーション機会を構築し、業務生産性の向上やコスト削減を実証し、生み出す新たなリソースによってお客様に新しい価値を提供できる事業、サービスを創出してまいります。  更にデジタル基盤を通して提供する新サービスによって、新たな市場へのサービス展開も実現や、社内外の専門家人材の活用と、ITツールの活用等を通じて、業務効率化を図るとともに事業をスケールさせる。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2023年10月18日の取締役会にて承認を得たものです。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 公式サイト「DXの取り組み」にて公表 2. 公式サイト「会社方針」にて公表 | | 公表日 | ① 2023年　11月　1日  ② 2023年　11月　1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①公式サイト「DXの取り組み」にて公表  https://niwanational.com/dx取り組み/  「DXの取り組みについて」,「DX化の具体的な業務改善取り組み内容」  ②公式サイト「会社方針」にて公表  https://niwanational.com/policy/  「代表者メッセージ」＞「テクノロジー推進を始めています」 | | 記載内容抜粋 | ・公表場所「①」の記載事項  　当社は、気軽に相談できる窓口として、個人事業主向けの営業支援や、個人向けのプラットフォームの提供、社内の営業支援をDX化の取り組みを通じて行うことでワンストップサービスも実現させます。  デジタルアンケート結果の集計・分析とデジタルコミュニケーション対応  お客様からのご意見の中で、見積り訪問までの期間が長すぎるといった課題が浮き彫りになったことから、お客様をお待たせしてしまう時間を、訪問という方法ではなく、デジタルコミュニケーションツールを活用することで削減しています。  具体的には、お客様がご自身でお庭の写真を撮影していただき、送付いただいた画像データを拝見し概算金額を算出、ご提示しています。  ・公表場所「②」の記載事項  お庭に関するご相談は、多くのお客様にとっては初めての体験になるかと思います。そのため、情報の真偽を判断するお客様にとっては大きな不安が伴うかと思います。  　私たちは、そのような不安をテクノロジーの力も借りながら解消していきたいと考えています。そのため、培ったノウハウや、膨大な情報をデータベース化、SaaSをはじめ、AI活用やIoT導入などの先進的なテクノロジーを掛け合わせ、透明性の高い情報へ簡単にアクセスできるように取り組みを行っていきます。  　また、テクノロジー推進によって業務効率化を図ることで、これまで以上にお客様にとって安心して気軽に相談できるサービスにつながると考えております。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2023年10月18日の取締役会にて承認を得たものです。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①公式サイト「DXの取り組み」にて公表  https://niwanational.com/dx取り組み/  「DXの取り組みについて」 | | 記載内容抜粋 | 公表場所「①」の記載事項  当社では、ガーデンサービスのDXを推進するにあたり、DX推進部門を設置するとともに、関係部門間にて、 DX推進強化を図っております。  次の２点の対応を行い、DX推進体制の強化整備を実施しております。  （１） DXの推進部署「デジタル推進部」の設置  デジタル推進部では、重要な経営リソースである人材と時間の最大限活用と、環境変化への迅速な対応、さらに運用によるリスクとコスト低減を推進するために、以下業務の基本方針とする。  ① クラウド(ハード＆ソフト)、デジタルデバイスの利用  ② ノーコード（開発）  ③ ペーパーレス  ④ キャッシュレス  ⑤ 押印レス  （２） 継続的にDXを推進するため、「デジタル推進部」及び「営業部門」及び「管理部門」との社内連携体制の構築  （３）人材育成と人材確保について  各DXプロジェクトをアジャイルに進行するための課題共有、リスク評価および重要かつ迅速な意思決定のための会議体としてのステアリング・コミッティを設置する。  事業部門による自律的、継続的なDXトライアルが可能になるよう、研修制度と資格取得支援によって人材の育成・確保を行い、先進的技術を活用するシステム構築を効率的・効果的に進めるため、外部専門組織とも積極的に連携する。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①公式サイト「DXの取り組み」にて公表  　https://niwanational.com/dx取り組み/  　「DX方針」  ②公式サイト「会社方針」にて公表  　https://niwanational.com/policy/  　「代表者メッセージ」＞「テクノロジー推進を始めています」 | | 記載内容抜粋 | ・公表場所「①」の記載事項  （４）DX推進に必要な原資の確保  当社は、全社を挙げて取り組むDXに関する原資を売上高の１％以上を目標とし、明確に確保した上で、全社変革を推進してまいります。  ・公表場所「②」の記載事項  社内IT環境の整備に関して以下の方針を定めております。  ●新たにシステムを導入する際には、既存システムとのデータ連携などに問題がないかを検証しております。  ●現在使用しているシステムの保守状況やランニングコストを管理し、費用対効果に見合うものであることを定期的に検証しております。  ●DX推進に対応した設備投資を行う際には、当法人が目指すべきビジネスモデルと一致していることを検証しております。  ●常に新技術、新サービスの情報を収集し、社内の実態や製品のライフサイクルを踏まえて費用対効果の観点で最適な設備やシステムの導入を行っております。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 公式サイト「DXの取り組み」ページ | | 公表日 | 2023年　11月　1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①公式サイト「DXの取り組み」にて公表  　https://niwanational.com/dx取り組み/  「DX方針」 | | 記載内容抜粋 | ・公表場所「①」の記載事項  当社のDX推進の達成状況にかかる指標として、主なサービス機能3点を掲げております。  （１）仲介向け営業支援効果における取引業者数の増加  （２）個人向けプラットフォームの提供効果数の増加  （３）社内営業支援効果における一人当たり生産性の増加  また、業務効率化により人件費削減効果も期待できることから戦略の達成度を測る最も重要な指標としては営業利益をその指標としております。  　さらに、DX推進過程で効率化による時間削減も大きな効果が期待できるため、作業時間の集計による一人当たりの業務時間を算出することで、DX推進達成度の指標としております。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2023年　11月　1日 | | 発信方法 | ①公式サイト「会社方針―代表メッセージ」にて公表  　https://niwanational.com/policy/ | | 発信内容 | 当社の実務執行総括責任者（代表取締役社長）より、次の発信を行なっております。  ・発信方法「①」の記載事項  お庭のご相談について、企業が知識と経験を蓄えていくのに対して、多くのお客様にとっては初めての体験。  相談内容が価格に見合うものなのか、適切か、そして思い至らないリスクは他に無いのかなど、そもそも情報を手に入れる方法が乏しく、情報の真偽を判断する知識も少ないお客様にとって大きな不安が伴うと思います。  私たちは、そのような不安をテクノロジーの力によって解消できると考えています。  現業で培ったノウハウや、膨大な情報をデータベース化、SaaSをはじめ、AI活用やIoT導入などの先進的なテクノロジーを掛け合わせることによって、どなたでも透明性の高い情報へ簡単にアクセスできるようになります。  また、企業側ではテクノロジーによって業務効率化を図ることで、これまで以上にお客様の豊かな住まい選びに寄り添うことが可能となります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年　11月頃　～　　2024年　3月頃 | | 実施内容 | 「DX 推進指標」による自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイトよりダウンロードした「DX推進指標自己診断フォーマット」に自己診断結果を記入したものを提出します。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年11月頃　～2024年3月頃 | | 実施内容 | 2023年11月に情報セキュリティ基本方針を策定し、社内外に公表している  https://niwanational.com/informationsecurity-basicpolicy/  また、IPA「５分でできる情報セキュリティ診断」を実施し、2023年11月にSECURITY ACTION（二つ星）を宣言している。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。